

(Ⅱ) 扶養理由書・B

〔収入状況確認書〕

常務理事	事務長	担当者

「収入の無い高校生以下の子」は記入不要

健康保険証 記号・番号	—	被保険者名	
被扶養者氏名		年金受給の有無	障害・遺族年金および公的年金の受給状況 <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 受給なし

＜必須書類＞

(1)健康保険被扶養者(異動)届(2)扶養理由書A・B(3)直近3ヶ月以内に取得した住民票(世帯全員記載・続柄等省略不可・個人番号記載)の原本。以上(1)～(3)に、下記必要書類を添付してください。★金額等、必要事項は必ずご記入ください。

【5】収入状況(該当箇所すべてにチェック) 【必要書類】

1.収入なし※該当にチェックを入れ必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 離職で申請または1年以内に離職している		「(Ⅲ)失業給付 受給内容確認書」
<input type="checkbox"/> 1年以上無職無収入 (働けない理由)	<input type="checkbox"/> 求職活動中 〔開始日：平・令 年 月 日〕	「所得証明書」または「(非)課税証明書」 ※金額がアスタリスク「*」表示のものは不可。 ※離職で申請する場合を除く。 ※その他、必要に応じ、別途書類の提出が必要になる場合があります。
	<input type="checkbox"/> 病気療養中 〔開始日 昭・平・令 年 月 日〕	
	<input type="checkbox"/> 上記以外の理由による場合 〔 〕	●○○「働けない理由」の記入について●○○ 学生以外(特に18歳以上60歳未満)の方を被扶養者として認定するには、就労できない状態にあることの証明と、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを証明する必要があります。

2.収入あり※該当にチェックを入れ月額または年額を記入してください。

給与	<input type="checkbox"/> パート、アルバイト、臨時、短期契約等	■就業3ヶ月以上「直近3ヶ月分の給与明細(写)」 ■就業3ヶ月未満「雇用契約書(写)」または「(Ⅳ)雇用証明書」 ※「(Ⅳ)雇用証明書」は契約の際に雇用契約書等の発行がない場合にご利用ください。
	<input type="checkbox"/> その他 () 総支給額〔月額： 〕	
年金	<input type="checkbox"/> 厚生・国民・その他公的年金・企業(基金)年金	■受給中「振込通知書(写)」 「改定通知書(写)」 「決定通知書(写)」等 ■申請中「年金見込額照会回答票」 ※証明書はいずれも申請時点で最新のものを添付。 ※通帳の写し不可。 ※一時金で受け取った年金は収入に含まれません。
	<input type="checkbox"/> 遺族年金・障害年金	
	<input type="checkbox"/> 恩給・個人年金等 介護・税額等控除前の額〔年額： 〕	
事業等	<input type="checkbox"/> 自営業・農業・漁業等	直近の「確定申告書(写)」および「収支内訳書(写)」 ※必ずセットで添付してください。 【必要経費とは】 社会通念上、明らかに当該収入を得るために必要な経費のことを言い、当健保が認める経費に限り実費を控除します。
	<input type="checkbox"/> 不動産・利子・配当等	
	<input type="checkbox"/> その他 () 売上-必要経費=〔年額： 〕	
給付金	<input type="checkbox"/> 傷病手当金・出産手当金・その他給付金	「支給決定通知書(写)」 ※給付金額と期間が確認できるもの。 ※傷病手当、出産手当金が3,612円以上/日の場合は扶養認定不可
その他	<input type="checkbox"/> 他の健康保険に加入している配偶者との共同扶養	「源泉徴収票(写)」または「直近3ヶ月分の給与明細(写)」等 ●被保険者以外の同居親族が居る場合はこちらにご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 被保険者以外からの生活援助費	
	<input type="checkbox"/> その他 () 〔続柄〕 〔氏名〕 〔月額： 〕 〔続柄〕 〔氏名〕	

【6】学生の場合 【必要書類】

<input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> その他	「在学証明書」または在学期間記載の「学生証(写)」※高校生以下は添付不要。
---	---------------------------------------

【7】別居の場合(配偶者、大学生以下の子を除く) 【必要書類】

仕送り額〔 円 / 月額〕	「直近3か月分の送金証明(写)」※証明書の詳細は別紙「別居の被扶養者」参照。
---------------	--

【留意点】

- 住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は、「戸籍謄本」(原本)及びマイナンバーカード(表裏)写し又は、扶養申請対象者の住民票(個人番号入り)の写しの提出が必要です。
- 被保険者の単身赴任により別居となった配偶者と同居している家族は、送金は不要です。
- 被保険者および配偶者と別居している家族は、生計維持関係を証明するため送金が必要です。

【8】扶養に関する申告

申請の通り、相違ありません。

追加で書類の提出を求められた場合や、認定後に状況が変わった場合(就職、別居、収入の増減等)、主たる生計維持者である私が申請対象者の生計を維持しなくなった場合は、速やかに日清製粉健康保険組合に連絡し、被扶養者資格の喪失手続き等を行います。また、その間に受けた給付の全額を日清製粉健康保険組合に返還します。

記入日 令和 年 月 日 被保険者氏名 (自署)